## 新·琵琶湖疏水成立史(2)

されるまで から京都府の疏水起工伺が却下 滋賀県令籠手田安定の建議提出明治十六年十月十一日~十二月、

滋賀大学 名誉教授 Masao Tsutsui

目次

はじめに

Ⅰ 忘却された三つの史料と分析視角

■ 琵琶湖疏水事業の進展過程

上、前号・四三一号)上、垣京都府知事就任から明治十六年九月まで(以

されるまで ―本号―安定の建議提出から京都府の疏水起工伺が却下2.明治十六年十月十一日~十二月、滋賀県令籠手田

伺が却下されるまでを扱う。 ての建議を提出してから、同年十二月、京都府の疏水起工 滋賀県令籠手田安定が政府に琵琶湖疏水への異議申し立 滋れの成立史を、明治十六年(一八八三)十月十一日、 本稿は、前号(四三一号、以下同じ)に引き続いて、琵琶

成立過程の研究(その2)」「第一琵琶湖疏 心に迫り得ていない。 視野に入っていないため、疏水成立史の核 稿で指摘している籠手田県令の異議申し立 ら疏水成立史を丹念に跡付けているが、木 究は、多大な文献と一次史料も渉猟しなが 成立過程の研究 (その3)」がある。この研 成立過程の研究(その1)」「第一琵琶湖疏 掲げた織田尚文・玉置伸俉「第一琵琶湖疏 分析を行っている研究として、前号註4に 1 琵琶湖疏水成立史に関する最も詳細な 近江麻糸紡績会社関連の資料等がいっさ ての建議や槇村正直の巡察使報告書そして 水開発における調整要因 第一琵琶湖疏水 水開発における認可要因 水開発における立案要因 第一琵琶湖疏水 第一琵琶湖疏水

## ── 琵琶湖疏水事業の進展過程

# 定の建議書提出から京都府の疏水起工伺が却下される定の建議書提出から京都府の疏水起工伺が却下される2.明治十六年十月十一日~十二月―滋賀県令籠手田安

## (1) 籠手田県令、政府へ抗議の建議書提出

関する開示も説明も行っていなかった。関する開示も説明も行っていなかった。ところが北垣は、疏水の水源地諮問の準備を進めていた。ところが北垣は、疏水の水源地諮問の準備を進めていた。ところが北垣は、疏水の水源地諮問の準備を進めていた。ところが北垣は、疏水の水源地部の準備を進めていた。ところが北垣は、疏水の水源地部の準備を進めていた。ところが北垣は、疏水の水源地である滋賀県の長である籠手田安定県令に対しては、明治十六年九月ま市大年五月一日に通達したのみで、その後何ら事業内容には農商務省との協力のもとに練り上げた疏水計画につているがのがある。

を訴える次のような建議を政府太政大臣宛てに提出した。抱いたのであろう。十月十一日付で、琵琶湖疏水事業に異議に、事がどんどん進められていく事態に直面して、危機感を籠手田県令としては、滋賀県側の意向もほとんど聞かず

琵琶湖疏水ノ儀ニ付建議

来京都府ニ於テ計畫スル處アリ、不日將ニ允裁ヲ請フニ至ラ本縣下琵琶湖ヨリ京都ニ至ル水路ヲ新タニ開通ノ儀、近

落二在ツテハ、旱年二至レハ到底労力ノ効ナク眼下二湖水ヲ望

ニ調査ヲ経サルモ其著シキ 巨害ヲ挙レハ、本縣下ニ在ツテハ 容易ノモノニアラス、又湖面ト耕地ノ昂低拾尺余ノ差アル村 仕掛ケ昼夜ノ別ナク灌漑ニ従事スル数旬ニ渉リ、其労力實ニ ラサレハ耕地ニ注クヲ得ス、而シテ一段階毎ニニ三ノ蛇車ヲ 旱天二際シ湖面ノ水量ヲ減スル時ハ、常二二三ノ段階ニテ堰 シクハ溝堀等ニ堰キ入レ灌漑ノ用ニ供スルヲ常トスル處ニシテ テ、年々捜苗ノ時季ヨリ蛇車等ノ器具ヲ以テ湖水ヲ内江若 路ヲモ有セサル村落アリ、皆湖水ヲ以テ耕田ニ注グモノニシ 充分ノ水力湖邊ニマテ及ハス、殊ニ湖東各郡ニ於テハ全ク水 其流水ハ上部ノ村落ニ占有セラレ、其餘流ヲ望ムモ固ヨリ不 ナク、偶マ少量ノ流水アル所モ耕田ノ養水必需ノ季ニ至レハ レモ水源ノ山岳ニ遠隔シ概子平常河水ノ流下ヲ受クルコト 早害ニ苦シムモノ最夥多ナリトス、夫レ湖邊村落ノ如キハ何 ハ沿湖ノ村落タルヤ単ニ洪水ノ害ヲ被ムルノミニアラスシテ ラサルノ空説ニシテ實際大ニ相反對スル處ナリ、如何トナレ トモ之レ其地理ノ大體ヲ曉ラス、只其一ヲ知リテ其ニ 其減量ニ依ッテ沿湖ニ墾地ヲ得ヘシト云フ論者モアラント雖 起スハ必然ナルヘシ、或ハ湖水ノ量ヲ減セバ洪水ノ害ヲ省キ又 疏水ノ為メニ湖面ノ水量ヲ減スルヲ以テ即チ一ノ患害ヲ惹 足ラサル憾ナシトセズ、此挙ノ如キ利害ノ及フ處未タ精 スルハ數ノ免カレサル處ニシテ往々其利ヲ以テ其害ヲ償フニ ントスル趣ニ候、然ルニ凡一業ヲ起ス一利アレハ一害随フテ生 上ル所モ五六階ニ及ヒ、所ニヨレハ十數段ニモ堰キ上ルニア 二ヲ知

ハ稀ニシテ、平常ノ労力ヲ倍スルノ不利ヲ来タシ尚旱歳ニ一 判明ナリ、 洪水ハ稀ニ来ル害ナレハ該疏水ノ為メ水量ヲ減スルノ利ヲ視ル モ、實際ノ景况斯ノ如ク灌漑不便ノ為メニ労苦アルハ常ニシテ、 ヲ被ムルハ、地理ヲ審ラカニセサルモノ、曽テ知ラサル處ナル ミナカラ終ニ稲苗ヲ枯稿ニ属セシムルモノアリ、以上ノ損害 實際ノ景况豫テ御洞察ヲ仰キ度敢テ此段建議仕候也 信認罷在候へトモ、管下ニ直接ノ巨害アル事業ト見込候ヨリ、 起工ノ儀ナレハ利害ノ関渉スル所充分御調査相成へク儀 陳ノ如キ患害ヲ生セサル様篤ト御詮議被下度、固ヨリ一大 起工ノ允裁ヲ請フ場合ニ於テハ、本縣下ノ状況御審査ノ上々 重大ノモノナレハ、疏水起工ノ為メ此不利ヲ来タサハ必ス一 層ノ損害ヲ加フルモノナレハ、其利害得失ハ贅言ヲ俟タスシテ 大紛擾ヲ醸スヘシト相考候、右ノ次第ニ付若シ京都府ヨリ 且夫レ耕地養水ノ事タル農家ノ民心ニ関スル最

治十六年十月十一日 滋賀縣令 籠手田安定

#### 太政大臣 三條實美 殿

脳陣の知るところとなっている 商務卿)・井上馨 (外務卿)・松方正義 務卿)·福岡孝弟 伊 (海軍卿)・佐々木高行 、藤博文・山県有朋・大木喬任 この建議書は、 太政大臣三条実美から、各参議、すなわち (文部卿)·大山巌 (工部卿) (司法卿)・山田顕義 の回覧に付され、 (陸軍卿 (大蔵卿)・川 西郷従道 一村純義 政府首 (内 農

> は十分な調査が必要であると訴えている。 と警告し、こうした「巨害」が懸念される疏水事業に関して て湖水が減じた場合には一大紛擾さえ惹起する怖れがある 村の状況を縷々説明しながら説き起こし、疏水が起工され 永年水不足に悩み、琵琶湖の水に頼らざるを得ない県下農 民にはるかに深刻な農業上の影響を来す恐れがあることを 下がもたらす旱害が、 この 建議で籠手田 は、 洪水抑止機能という利点よりも、 疏水開通による琵琶湖水位 の低

が進み、京都府と農商務省との間で具体的な水利計 る形となったといえよう。 先行して進めていた疏水計画の問題点がさらに浮かび上が 題を強力にアピールしていたから、 かった早害発生という滋賀県民にとっての死活にかかわる問 籠手田県令の建議では、 そう裏付けるものとして受け止められたであろう。しかも、 水反対の巡察使報告書の情報も伝わっていたから、この籠手 作成まで事が進んでいたのであるが、槇村前知事による疏 「県令の太政大臣等への建議は、そうした槇村の危惧をいっ 中央政界では、表面上は北垣知事の疏水事業への根 槇村の報告書でも触れられていな 北垣が農商務省との間で 画 回 .:

田

藤の県令籠手田更迭―中井就任の工作は、前号でも述べた 令に就かせることを伊藤博文に持ちかけ、その件で伊藤が から三島通庸宛の書簡によって、三島が中井を次期滋賀県 -井家を訪ねたことを明らかにしている。 こうした三島と伊 さて佐々木克氏は、明治十六年十一月二日付けの 单 井弘

中

への動きを始めたものと考えられよう。琶湖疏水反対の政府への建言の直後であったことから考えると、籠手田の行動に対する素早い反応として、籠手田更迭ように、突然この時期に出てきたのではなくて、籠手田の琵

作を伊藤とともに進めたのかは詳らかにされていない。令であった三島通庸が、中井弘を次期滋賀県令に据える工疏水に反対する者はいなかったのであるが、なぜ当時福島県この段階で、政府には北垣知事の根回しによって琵琶湖

考えられることは、三島は、周知のように東北諸県で道考えられることは、三島は、周知のように東北諸県で道場を支持し、支援しようとする意向であったことは間違いの経験から、琵琶湖疏水を敢行しようとする北垣知事のの経験から、琵琶湖疏水を敢行しようとする北垣知事のの経験から、琵琶湖疏水を敢行しようとする北垣知事の立場を支持し、支援しようとする意向であったことは間違いないことであろう。

の後に内務卿となり、積極的な河川・土木改修事業を展治九年八月~同十五年七月) は、伊藤が、大久保利通遭難山形県令として数々の道路開削工事を敢行していた時(明山形県令として数々の道路開削工事を敢行していた時(明また三島は、明治七年十二月に東京府参事から酒田県令また三島は、明治七年十二月に東京府参事から酒田県令

両者の緊密な関係は継続されていたといえよう。開していた時期(明治十一年五月~十三年二月)と重なり、

と、そういうわけではなかったろう(3)。知して、次期滋賀県知事に推挙するほど親しかったかという知して、中井弘に関しては、三島が、その人柄と力量を熟

勅令渙発後の天皇に謁見するため、 藤の中井への好意によって二人は厚遇されている(6)。 と大倉喜八郎はホテルに使節団一行を訪ねたが、その時伊 アに立ち寄った際、 た (5)。 さらに、明治四年に出立した岩倉使節団が、イタリ されて事件の審理にあたった外国係の一人が中井弘であっ 伊藤が何とか鎮撫してまとめ上げた。この時政府から派遣 起こして外交問題化するところを、当時兵庫県令であった 国公使パークスの隊列と岡山藩の隊列が刃傷沙汰の衝突を 井と後藤象二郎が身を挺して防御した。この時の接待役の 恩院を出た後、攘夷思想の刺客に襲われたが、接待役の中 慶應四年二月末日、英国公使パークス一行は、王政復古の 人が伊藤であった(4)。また明治元年、 ところが、伊藤は中井とは、旧知の親しい間柄であった。 私的に世界視察の旅に出ていた中井弘 宿泊地である京都の知 神戸で同じく英

たばかりの伊藤博文が中井の人柄と能力を買って抜擢したすると、工部省の権少丞に任ぜられる。これは工部卿に就いとなってイギリスへ渡航している。そして同九年五月に帰国治六年十二月に帰国するが、七年十月、外務省一等書記官中井は、そのまま使節団に加わって欧州等を視察して明中井は、そのまま使節団に加わって欧州等を視察して明

2 国立国会図書館蔵「三島通庸関係文書目録」、井上頼圀から柴山景綱宛書簡、「大教院増上寺へ設置ノ次第 三島氏ヲ酒田県教院増上寺へ設置ノ次第 三島氏ヲ酒田県トノ説アリ」(明治二十八年十二月二十四日

3 因みに『三島通庸関係文書目録』では、 三島から中井弘への書簡は一一通で、七通 三島から中井弘への書簡は一一通で、七通

4 濱谷由太郎編『櫻洲山人の追憶』一九三四年、内外出版印刷株式会社、四〇一九三四年、内外出版印刷株式会社、四〇一アーネスト・サトウの日記抄』(6)、また屋敷茂雄『中井桜洲』幻冬舎、二〇一〇年、た屋敷茂雄『中井桜洲』幻冬舎、二〇一〇年、

- 同『櫻洲山人の追憶』四三~五五頁

照。 「一根別山人の追憶」五六~五七頁、参屋敷茂雄『中井桜洲』一七一~一九二頁、参屋敷茂雄『中井桜洲』一七一~一九二頁、前掲、

の後明治十五年には工部省権大書記官となっている(7)。 ものと思われる。 中井は伊藤の工部省拡充政策を支え、 7

ものであったという。 となって井上の外交をも支えていくのである。明治十六年 中井は、その十一月に工部省に止まりながら外務省御用掛 き井上の下で工部省行政を支えている。さらに、翌十二年 省を去ると、井上馨が後任の工部卿となる。中井は、 に北垣国道は、内務省少書記官庶務局長に就いて伊藤の 斃されると、後任の内務卿には伊藤が就いた。この年の七月 い存在であった。 七月に井上によって建設された鹿鳴館は中井の命名による 九月に井上は外務卿に転じて以後条約改正に取組んでいく。 積極的な内務行政を支えている (∞)。こうして伊藤が工部 明治十一年五月に大久保利通内務卿が紀尾井坂の変で 中井は、 伊藤の盟友井上とも実に近し 引続

ものと推測できよう。 の中心人物でかつて内務行政で知見があった伊藤博文に相 を抱いていた中井弘をその候補に挙げて、 談し、伊藤が、かねてから旧知の中であり知事就任の希望 こうした人間関係を見ると、おそらく三島通庸が、 事が進んでいった 政界

うことは先に触れたとおりである。こうした人間関係から にあたり、三島とも安積疏水見学以来交流があったであろ なら、北垣にとって伊藤は、内務省勤務時代の直接の上司 北垣知事も知悉していたであろうということである。 ところで、ここで重要なことは、 こうした政府側の動きを なぜ

> とはあり得ないと思われるからである。 う。なぜなら滋賀県令更迭という政治工作を、疏水問題の 工作そのものを北垣も知っていたと考えるのが自然であろ 見れば、三島と伊藤による籠手田更迭と中井登用の政治 方の当事者である京都府知事に知らせないまま進めるこ

に邁進していったのであろう。 県側の主張に真摯に耳を傾けることなく、自己の疏水計 側の腹案を知ったからこそ、その後もまったく強気で、 そして北垣は、この時点で早くも籠手田更迭という政府 滋賀

県令が疏水事業への異議申し立ての建議を行ったわずか一 けていることである(9)。 谷光雄宛に大津での機械制麻糸製織会社の設立を持ちか 人の財力と麻布商いの豊富な経験に着目せよという品 日後の十月十三日に、農商務省技師の吉田健作が、 さて、ここで今一つ注目すべきことがある。 一郎同省大舗のアドバイスを受けて、滋賀県勧業課長高 それは、 近江 籠手田

弥

たという田邉朔郎の言があるが (1)、それは後年工事費が 北垣国道とも幕末動乱期より親交があった。品川は、 馨らと協力して共同汽船会社を興した経歴があり、 であり、明治十五年月に三菱に対抗して渋沢栄一や井 出 一二五万円と倍に跳ね上がった段階について言及したので 関しては建設コストのあまりの高さを理由に反対であっ これは単なる偶然ではなかろう。品川弥二郎は、 身の西郷従道農商務卿の配下にあったが、 長州藩出 薩摩 また 疏 水 身 藩

> 7 ここでの、また以後の中井弘と伊藤博文 上馨との関係については、前掲、屋敷茂 『中井桜洲』 一九三~] 一〇五頁、参照

雄

いた人脈と技術」三二頁 前号揭、 石田 三雄 「琵琶湖から疏水を引

十七四~十七五頁 高谷光雄『日本製麻史全』 明治四十年

10 前揭『水力使用事業』一六三~一六四頁

設を支持していたことはこれまで見てきたとおりである。あって、六〇万円に留まっていたこの段階では、品川も疏水建

られたのである。受れたのである。受れたのである。会れたのである。会は、十月十一日に、の異議申し立ての建議が政府になされるや否や、一方で三の異議申し立ての建議が政府になされるや否や、一方で三の異議申し立ての建議が政府になされるや否や、一方で三の異議申し立ての建議が政府になされるや否や、一方で三の異議申し立ての建議が政府による琵琶湖疏水へのである。

えないであろうか。

でいるところであった。 農商務省では、海軍等の軍事用品に輸入麻布が多用されている事態に鑑みて、明治十一年に吉田健作をフランスに派でいる事態に鑑みて、明治十一年に吉田健作をフランスに派に名乗り出る地域が見られないなか、江戸期より麻布商いに長じる近江商人を輩出してきた滋賀県に期待が寄せられに長じる近江商人を輩出してきた滋賀県に期待が寄せられているところであった。

そして、明治十六年十月、ちょうど大阪にて関西府県連合織物外四品共進会が開催されており、西郷農商務卿並合織物外四品共進会が開催されており、西郷農商務卿並いて製織した近江麻布を見て、輸入麻糸の増大する現実をいる事態に対処するため国産製麻業興隆の必要性を改めいる事態に対処するため国産製麻業興隆の必要性を改めて認識したのであった(1)。

うて、二十七日には西郷を京都に迎えている。在中の西郷を訪ねて懇談している。その折西郷の来京を請も出品していた製茶品評会の表彰式へ出席の途次、神戸滞い出品していた製茶品評会の表彰式へ出席の途次、神戸滞評会にも出席したのであるが、北垣京都府知事は、京都府無法はこの時西郷は、同時に神戸で開催されていた製茶品

京都では、西郷を迎えて、府が近代的織物視察に欧州による案内の後、琵琶湖疏水の手続きに関して西郷に具申した麻・亜麻・織物等の陳列品を案内させている(2)。横田満ちる案内の後、琵琶湖疏水の手続きに関して西郷に具申しよる案内の後、琵琶湖疏水の手続きに関して西郷に具申しよる案内の後、琵琶湖疏水の手続きに関して西郷に具申しよる案内の後、琵琶湖疏水の手続きに関して西郷に具申した。

ろう。だが、それと並んで直近の十月に起った極めて重要な上申について説明と了解が持たれたことは言うまでもなか商務省の原案をもとにした疎水事業案の勧業諮問会等への知事は何を話し合ったのであろうか。もちろん京都府が農

- 七○頁。 - 1 前掲高谷光雄『日本製麻史全』一六九~

二十七日。

セ

こと、すなわち籠手田県令が政府太政大臣に琵琶湖疏水へ 題に上ったであろう。 伊藤一三島による籠手田更迭の話も 滋賀県側に疏水取水口の大津での近代製麻会社の設立を の強い異議申し立てを行ったこと、そして同時に農商務省が 打診したことが、吉田―横田のルートで北垣にも伝わり、話

共有された可能性も考えられよう。

る。 展や大津での製麻会社設立に関して談じたのであろう。滋 都府知事との会談も踏まえて、滋賀県側に疏水事業の進 麻糸会社設立に関して次の事柄を籠手田県令に具申してい 賀県側では、この直後の十一月一日、高谷勧業課長が、近江 き、三十日に京都に帰っている(ほ)。西郷は、 この北垣との会談のあと西郷は、二十九日に滋賀県に行 直前の北垣京

農商務省の吉田技師の言うように、民設にて製麻工場を 興して、海軍其他に供給する起業を図りたい。

その際政府から機械費用の貸与や農商務省の支援も受 募りたい 設立を申請している民間人もいるので、 している製麻会社創設に参加する募集をかけて賛同者を けられそうなので、目下滋賀県に対し機械制製麻工場 農商務省が打診

籠手田県令が上 0) 政 需用は確実なのかを大蔵省と農商務省品川大舗に確 (府から資金貸与ができるのかどうか、 また海軍省から 一京の折は、 吉田技師の言うように確かに

認してもらいたい(4)

立の方向に進み始めたのである。 こうして滋賀県は、農商務省の推奨する麻糸紡織会社設

同時進行する製麻会社設立と琵琶湖疏水問題の双方に直 吏とともに琵琶湖疏水の事務取調に任命しており、 さて籠手田県令は、十一月十二日に高谷を他の 一名の県 高谷は

接係わることとなった。

よく収まってもらうことを期待したと思われる。 る代わりに滋賀県が琵琶湖疏水事業に反対しないで、 この高谷を通じて農商務省は、 大津に製麻会社を設立 首尾

13

『塵海』 同年同月二十九日、三十日

されたであろう。それよりも、 疏水における滋賀県側の主張を組み入れてもらうことを 設立と近江商人の経営参加に協力する代わりに、 商務省からの援助が首尾よく得られなくなることも予想 は、それを口実に製麻工場の立地が他所へ変更されたり、農 いって、こで頑なに強硬な疏水反対論を主張するばかりで の主張を撤回することは困難であった。もちろん、だからと わることであるので、 て多大な損害を被った場合、事は滋賀県民全体の利害に係 できることは大いに歓迎すべきであろうが、疏水開通によっ だが滋賀県としては、 簡単に琵琶湖疏水に関して滋賀県側 政府の支援で近代製麻工場が設立 滋賀県側としては製麻会社 琵琶湖

の創設を引き受けるところは全国で一つもなく、 況のただ中にあって、吉田健作技師が説く機械制製麻会社 かたや政府としても、 明治十七年という松方デフレの不 近江商人

期待したであろう。

14 前掲『日本製麻史全』一七一~一七五頁

新·琵琶湖疏水成立史(2)

筒井正夫

107

側の意向を汲み入れて、両者が成功裏に進展することが期ろう。したがって、政府としても琵琶湖疏水に関する滋賀県そのものが頓挫しかねないこととなり、大きな痛手であった計画から降りてしまったなら、この近代製麻産業勃興計画の財力と麻製品製造の特産地でもある滋賀県が、この起業の財力と麻製品製造の特産地でもある滋賀県が、この起業

府側の行動を見ればおのずと明らかになろう。図る対応を促したのであろうか。その答えは、次に見る京都賀県側の疏水に関する意向を京都府側に伝え、その善処をでは、こうした思惑が錯綜するなか、西郷農商務卿は、滋

待されたと推測することもできる

たりしようとする姿勢はいっさい見せなかった。果側の危惧する旱害等への影響について協議したり配慮しきも含めた情報を得ても、籠手田と真摯に向き合って、滋賀西郷農商務卿と面談を重ねて滋賀での製麻会社設立の動地垣知事は、籠手田県令の異議申し立ての建議を知り、

北垣は、疏水事業への地元からの強い支持を取り付ける北垣は、疏水事業への地元からの強い支持を取り付ける北垣は、疏水事業への地元からの強い支持を取り付ける北垣は、疏水事業への地元からの強い支持を取り付ける

おいて詳述したように、京都の衰退を挽回するために、何よこでは琵琶湖疏水の「起工趣意書」が示されて、前号に

れる。

問会では、大きな反論など無く終了している(5)。白河筋や堀川筋への灌漑用の疏水延伸が必要で、そのため白河筋や堀川筋への灌漑用の疏水延伸が必要で、そのため立国論」を唱える山本覚馬、そしてその教えを受けた濱岡立国論」を唱える山本覚馬、そしてその教えを受けた濱岡立国論」を唱える山本覚馬、そしてその教えを受けた濱岡立国論」を唱える山本覚馬、そしてのであるから勧業諮別会では、大きな反論など無く終了している(5)。

いることを諮問員たちに説明した形跡はない。た前知事槇村からも多岐にわたる批判が政府に提出されてら強固な疏水反対の建議が政府に提出されていること、まらかし、ここで北垣は諮問会議の場で、籠手田滋賀県令か

ないことへの苛立ちから、このような発言に至ったものと思わないことへの京都府側からの誠意ある反応がまったく見られそのことへの京都府側からの誠意ある反応がまったく見られるのことへの京都府側からの誠意ある反応がまったく見られるのことへの京都府側からの誠意ある反応がまったく見られるのことへの京都府側からの誠意ある反応がまったく見られるのことへの京都府側からの誠意ある反応がまったく見られるのことへの京都府側からの誠意ある反応がまったく見られるいことへの京都府側からの誠意ある反応がまったものと思わないことへの苛立ちから、このような発言に至ったものと思わないことへの苛立ちから、このような発言に至ったものと思わないことへの苛立ちから、このような発言に至ったものと思わないことへの苛立ちから、このような発言に至ったものと思わないことへの苛立ちから、このような発言に至ったものと思わないことへの苛立ちから、このような発言に至ったものと思わないことへの苛立ちから、このような発言に至ったものと思わないことへの苛立ちから、このような発言に至ったものと思わないことへの苛立ちから、このような発言に至ったものと思わないことへの苛立ちから、このは、

15 前掲『水力使用事業』二四~四六頁。

十七年三月十四日。

九

ことはないと返答するのみであった。 北垣はこの籠手田の発言に対し、江州人民に害を与える

しかし、彼は、帰京するとすぐに疏水工事に関する計画案(「趣意書」)を、上下両京聯合区会に付す準備を進め、案(「趣意書」)を、上下両京聯合区会に付す準備を進め、案(「趣意書」)を、上下両京区が負担することの妥当性、が熱意をもって訴えられた。それに対し、出席議員からは、が対による工業勃興という主旨そのものへの疑問、若王子以北の水利に関して上下両京区が負担することの妥当性、が水建設後の水利使用料、水力の馬力数、土地買上げの具体的方法、そして産業基立金を充当することの妥当性など、体的方法、そして産業基立金を充当することの妥当性など、体的方法、そして産業基立金を充当することの妥当性など、の案は可決された。それらに対し、府当局が原案の主旨に沿って懇篤な説明がなされて、原案は可決された。

よりして疏水事業案は可決されたが、問題は、この聯合区 会において、「滋賀県・大阪府に支障なきや」との核心に迫会において、「滋賀県・大阪府に支障なきや」との核心に迫会でおして差し支えなき旨の回答を得てあり」という虚偽の答弁しても、疏水に関して滋賀県側から政府太政大臣宛に建議しても、疏水に関して滋賀県側から政府太政大臣宛に建議しても、疏水に関して滋賀県側から政府太政大臣宛に建議とでも、疏水に関して滋賀県側から政府太政大臣宛に建議という。 本語を持出して大いなる危惧の念が示されているという重大な事実が、区会代表者達にまったく知らされないまま、疏水原案が了承されてしまったのである。

十七日には聯合区会議長が上京・下京両区長にこの疎水

となった。
となった。
となった。
となった。

に事が進んでいくと踏んでいたに違いない。有力者に滋賀県側の憂慮を伝えなくても、自身の思惑通りることに鑑み、滋賀県側に配慮することもなく、また京都のお垣としては、すでに籠手田更迭の政治工作が進んでい

容認することを求めていたと判断できる。 という無理難題を滋賀県側が自己抑制して、 務卿は、 るように働きかけた形跡は認められない。 水に対する強い懸念に応分の配慮を促すような措置を採 製織会社の設置を勧めつつ、他方で京都側に滋賀県側の疏 事業の進め方を見れば、西郷農商務卿が、 いずれにせよ、右に見た北垣知事による京都府側の 近江麻糸紡織会社設置を図る代わりに疏水事業 つまり、 滋賀県側に麻糸 疏 水建設 西郷農商 疏 水

訴えた。籠手田は「京都府があえて疏水せんとするならば京都府知事に会い、琵琶湖疏水の件で滋賀県側の事情をの人」(おそらく政府関係者であろう―筒井)や上京中のの人」(おそらく政府関係者であろう―筒井)や上京中の師が被る損失を無視した農商務省と京都府側の対応をた側が被る損失を無視した農商務省と京都府側の対応をた側が被る損失を無視した農商務省と京都府側の対応をた側が被る損失を無視した農商務省と京都府側の対応をたりが、籠手田県令は、こうした疏水開鑿によって滋賀県だが、籠手田は「京都府があえて疏水せんとするならば

一月 17前掲『水力使用事業』四七~八三頁。

庁をして水門開閉の自由を握らしめよ」と訴えた。 水門の鍵を余に預け置け、否近江全国を管轄する滋賀県

ような措置を行って京都側に不利を与えるようなことが無 に流し、旱魃のような水不足の時に少量の水しか流さない 赴任し、水害を被るような水量多い時に多量の水を京都側 ると、籠手田の意図は、 の攻撃を受けたようである。ところが、翌十七年三月に開 も配慮したものであったという(18)。 いように、水門管理に公平を期したいと、京都府側の利害に かれた滋賀県勧業諮問会における籠手田自身の説明によ よという、いかにも過激な疏水反対論を展開して衆人から ここで籠手田は、 水門の鍵を自分のもとにおいて管理させ 将来事情が分からない他の知事が

疏 な意見や懸念が沸きあがっていった。十一月三十日には、 のものに全面的に反対するのではなく、水源である琵琶湖 への政府からの資金援助等の確認を託されており、そうし 津 民にも広く知られるようになると、滋賀県民各層から様々 を擁する滋賀県側の予想される損害に十分配慮してもらい は従前と比べ妥協的になっていた。というより、疏水計画そ た事情を踏まえて表面上は過激に見える言動も、その真意 たいという、より条件闘争的色彩を強めていたといえよう。 《水促進が可決され、しかも聯合区会では「滋賀県カラハ -知人会から、 こうして疏水のことが世情を騒がせるようになり滋賀県 この時籠手田は、高谷勧業課長から新設予定の製麻会社 京都の勧業諮問会や上下両京聯合区会で

> 滋賀県民の意見を聴取するよう求めている(9)。 令には対応に十分慎重を期し、勧業諮問会を開催して広く 市街の飲料水不足などの被害が憂慮されるので、籠手田 念を呈しつつ、 疾クニ差障リ無キ旨回答アリ」という答弁があったことに疑 疏水開通後は減水による旱害の発生や大津

連らね、 事業に関して大きな懸念を示したのであった。 を開催していた。したがって大津町全体の利害に係わる疏水 は大津町全体の利益を図ることにあり(ユ)、隔月に懇親会 会議所で副頭取を務める人物であった (2)。その活動目的 治十二年二月に設立された大津商法会話の創業者に名を 津市内に結成された任意団体で、 (報恩社頭取)・西村文四郎 大津知人会とは邨田六之助 邨田と古望は、 十七年一月に設立される大津商工 (薪炭商) らの発起によって大 (塩商・会長)・古望仁兵衛 邨田と西村の両名は、 明

### 2 京都府提出「琵琶湖疏水起工伺」の却下に至る経緯とそ

#### の要因

参議、 卿宅において、伊藤・ 係官庁に申請した。これに対し、十二月七日に、井上馨外務 月十九日に上京して、 調達することができた疏水事業案を持って、満を持して十一 して頓着することなく、 京都府の北垣知事は、こうした滋賀県側の意向に依然と 関係各省の長が集まって琵琶湖疎水問題の協議が持 山県・西郷 疏水工事の起工特許方伺を政府・関 勧業諮問委員会等で府民の合意を (農商務)・松方 (大蔵)の

> 七年三月十四日 「滋賀県勧業諮問会」京都滋賀新報 、明治

19 土木課』所収 文書『琵琶湖ヨリ京都府下へ 「琵琶湖疏水ノ義ニ付建議」 滋賀県歴史 疏水事件

二九頁。 帳』所収、 「大津商業会議所沿革小史」『記念書画 近江新報社、一九〇六年、二六~

20

いるが、明らかな誤りであろう。 一七三頁。 が、明治二十二年七月頃か、と記されて 前号揭『新修大津市史』近代第五 。但し、ここでは大津知人会の結

議には内務省代表として山県が出席している(マク)。期内務卿として山県が就くことが決まっていたので、この会たれた。この時内務卿は山田顕義であったが、十二日には次

を強力に主張したのは、出席していた新任の山県内務卿で内務省土木局へと移ったのである。もちろん、この主管移転その結果、疏水案件の主管が、従来の農商務省疏水掛から務省土木局と農商務省疏水掛との間の対立が顕在化し、つまり、この会議において、疏水事業の主管をめぐって内

あったことは想像に難くない。

「聞き届け」てからにしてもらいたいと山県内務卿に直接調査も結構であるが京都府側が持参した「起工伺」をまず出張させて検査することに定まった。北垣は、そうした実地り、結局、内務省が、土木の関係上改めて技師等を実地に提出し、その際内務省側からの質問とそれへの応答があるの後、京都側は、改めて十二月八日に起工伺を内務省

るよう工事を完全に施行したいという内務省土木局の対立 作成の疏水起工伺は、関係する政府要人の会議において却下さ 水案の起工伺は、関係する政府要人の会議において却下さ 水案の起工伺は、関係する政府要人の会議において却下さ 水案の起工伺は、関係する政府要人の会議において却下さ 水案の起工伺は、関係する政府要人の会議において却下さ 水室の起工伺は、関係する政府要人の会議において却下さ が、京都府と農商務省は、大きな蹉跌を味わったのである。 に立ち至った背景には、琵琶湖疎水を安積疏水のように灌 に立ち至った背景には、琵琶湖疎水を安積疏水のように灌 に立ち至った背景には、琵琶湖疎水を安積疏水のように灌 に立ち至った背景には、琵琶湖疎水を安積疏水のように灌 に立ち至った背景には、琵琶湖疎水を安積疏水のように灌 に立ち至った背景には、琵琶湖疎水を安積疏水のように港 に立ち至った背景には、琵琶湖疎水を安積疏水のように港 に立ち至った背景には、琵琶湖疎水を安積流水のように港

たものではない。 でものではない。 でものではない。 ではなく、京都に新たな工業を勃興させたが、するための水力動力の供給が主眼として挙げられているので、 は、安積 大が、すでに縷々説明してきたように北垣が農商務省と

地位にありながら中心的な立場で突然登場して、関係官庁登場してこなかった井上馨が、当時外務卿という管轄外のた複雑な事情にあった疏水事業の調整を、これまでほとんど賀県令の疏水に対する反対意見もふまえると、なぜ、こうしで、

事業」八八頁。 事業」八八頁。

23 同、一六三~一六四頁。

があったためと指摘している(2)。

0 従来の研究でもほとんど解明されていない。 の長を招いて統括的な会議を開いて疏水事業の基本方針 転換を取り図ったのだろうか、という点である。この点は

挙げよう。 令の孫にあたる鉅鹿敏子氏が、昭和四年に父籠手田龍氏が 大津在住の池田正毅氏から聞いたという次のような話を そこで井上馨の関与に触れた史料として、まず籠手田県

当時伊藤と井上は無二の親友であり、井上は又籠手田と のことなら井上馨がよく知っているから、井上に任せてお も近しかった。政治交渉も、 け、との返事。伊藤も疏水には大いに賛成だったのである。 伊 方一歩も引かないので困った中井は伊藤博文に告げると 渉を始めた。が安定は肯じえない。・・・(中略)・・・双 中井弘は、 疏 《水の話に大賛成であった洋行帰りの工部省大書記官 あの頑固な籠手田の言いそうなことだ。籠手田 帰国早々、早速に滋賀県令籠手田安定と交 伊藤、 井上、籠手田と連絡さ

ける史料は見出されていない。中井は、前述のように明治 弘が、疏水に関して籠手田を説得したというが、それを裏付 県令に迎えて疏水事業を完成させたという話が続くのであ るが、そこは省略する。この証言によれば、洋行帰りの中井 この 伊藤と井上が相談して籠手田を更迭して中井を

れていたのであった。」(24

が疏水賛成に転じれば、籠手田更迭の必要性がなくなるか いうことは十分あり得ることであろう。 いということであるなら、ここで井上に話が持ち込まれたと も伊藤も井上とは大変親しく、かつ井上が籠手田とも親し しい井上馨に頼んだ」というのも確かめようがないが、 らである。ただ、「困った末に伊藤に相談して、籠手田とも親 に関して籠手田を説得する必要はないはずである。 令就任の話を三島・伊藤から持ち込まれていたので、 十六年十月の段階で、すでに籠手田更迭後の次期滋賀県

の伝記に出てくる中井信一郎という京都府会議員の 今一つ、井上が登場する史料は、前号で触れた下郷 、当該箇所のみを引用すると次のようである。 証 傳

用者) 井氏を滋賀県知事にしやうと云ふので、内々運動の結果 に疏水工事の許可を得ることの運動を起し、一方では中 事を為すべしと考へ、高木氏に談判し、中央に出て運動す やうが無い。そこに當時京都に高木文平と云ふ人があり 賀県民が反對とあっては、許可する譯にはゆかぬと云ふの 斯様な有様で(籠手田県令が強固に反対するので・・ る事に極めた。即ち中央に出て井上馨伯に頼んで、 會議所の會頭をしてゐましたが、北垣知事は此人に依て まして、此人は下郷氏など、對等の人で、 到頭不許可と為つて仕舞った。北垣知事は手の著け 疏水の議が何んとしても行はれぬ。内務省でも滋 京都私立商工 引

鉅鹿敏子 編集『史料県令籠手田安定

九八五年、 一六九頁。

氏を滋賀県知事に移すことに為った(5)。到頭政府の命令で、籠手田氏を島根県知事に移し中井

ここには、注目される言質が見出される。それは、北垣や 農商務省が、疏水に関してはこれまで直接滋賀県側に配慮 農商務省が、疏水に関してはこれまで直接滋賀県側に配慮 である。内務省にはおそらく槇村前知事の疏水反対の巡察使報告が直接届いており、さらに籠手田の強固な異議申し立てを受けて、水源である滋賀県側の意向をまったく無 し立てを受けて、水源である滋賀県側の意向をまったく無 し立てを受けて、水源である滋賀県側の意向をまったく 無 し立てを受けて、水源である滋賀県側の意向をまったく 無 である 北垣 = 農商務省案では、円滑な地方統治を管轄する内務省の立場からは看過できない事態と捉えられたとしても不思議ではない。

された後のこととして述べられていることである。 とれた後のこととして述べられていることである。 ただここで注意すべきことは、北垣の高したというのである。 ただここで注意すべきことは、北垣の高したというのである。 ただここで注意すべきことは、北垣の高いというのである。 ただここで注意すべきことは、北垣の高いというのである。 とれた後のこととして述べられていることである。

を東上委員に選定し、如何に京都市民が本事業の実現をの二名を、京都勧業諮問会も高木文平と濱岡光哲の二名二十三日には、上下京聯合区会が中村栄助と吉川吉兵衛たしかに、『水力使用事業』によれば(2)、十七年二月

木の東上を指しているように思われる。動を行っている。おそらく中井信一郎の述懐は、この時の高二十六日には北垣知事とともに東上して各方面に陳情活熱望しているかの事情を詳細に其筋へ具申させることを決し、

東上委員四名のうち吉川吉兵衛は足袋商を営む府会議東上委員四名のうち吉川吉兵衛は足袋商を営む府会議席大も、前号で見たように商工会議所会頭として北垣知事高木も、前号で見たように商工会議所会頭として北垣知事に提出した「京都の衰微に関する懇願書」のなかで「琵琶に提出した「京都の衰微に関する懇願書」の公要性を強く訴えており、疏水事業の推進者で勘開鑿」の必要性を強く訴えており、疏水事業の推進者で勘開鑿」の必要性を強く訴えており、疏水事業の推進者であった。

水速成の要因だと認めている。 そして高木は、「琵琶湖疏水デスカ、アレハ北垣君ガ行ラ として高木は、「琵琶湖疏水デスカ、アレハ北垣君ガ行ラ をして高木は、「琵琶湖疏水デスカ、アレハ北垣君ガ行ラ をして高木は、「琵琶湖疏水デスカ、アレハ北垣君ガ行ラ をして高木は、「琵琶湖疏水デスカ、アレハ北垣君ガ行ラ

井上は、伊藤とも中井とも旧知の親友であり、当時、大で中心人物として立ち現れたのかを、改めて考えてみよう。はなぜ、それまで疎水問題に登場してこなかった井上がここ上薫がキーパーソンであったことを強調しているのである。で上薫がキーパーソンであったことを強調しているのである。でこの述懐は、京都・農商務合同の疎水案が却下されたのこの述懐は、京都・農商務合同の疎水案が却下されたの

九四四年、一七八頁。

26 前掲『水力使用事業』九○~九一頁。

九〇二年、二三頁。

新·琵琶湖疏水成立史(2)

筒井正夫

101

呈するなどして連絡を密にしており (2)、北垣も井上とはり、その折北垣は、琵琶湖疏水の件に関して井上に書簡を谷派本願寺の内紛の仲裁に関与して数回京都を訪れてお

親しい関係にあった。

を取って事を進めており (2)、旧知の間柄であった。 が、その際、地元との交渉を進めるため籠手田県令に連絡が、その際、地元との交渉を進めるため高島郡饗庭野の民有地を買収した培や畜産を試みるため高島郡饗庭野の民有地を買収した場である。例えば、井上は、明井上はまた、伊藤が「籠手田のことなら井上が良く知っ井上はまた、伊藤が「籠手田のことなら井上が良く知っ

高木はまた、中央に出て井上を頼ったが、旧知である槇村高木はまた、中央に出て井上を頼ったが、旧知である槇村氏は、産前知事も訪ねている。この時、「疏水に關して槇村氏は、産業開発上左程利益を齎らすものにあらず、又到底政府の認許する所にあらざるべしとて熱意を有たれなかった。その後北垣氏の計畫に對しても政府の認許を得ることは絶望であらう」と語ったため、「前任者の槇村氏が反對を唱えられあらう」と語ったため、「前任者の槇村氏が反對を唱えられることを恐れてそれを必死に封じているのである。しかし、なことを恐れてそれを必死に封じているのである。しかし、なことを恐れてそれを必死に封じているのである。しかし、なことを恐れてそれを必死に封じているのである。しかし、なことを恐れてそれを必死に対じているのである値村に対が「政府の認可を得ることは絶望であろう」と述べていることを恐れてそれを必死に対じているのである。しかし、権村が「政府の認可を得ることは頼力に、個村の反対論は、政府内部特に内務省にも影響力を及ぼしていたと考えられる。

到底できなかった。

幕末期には木戸の横目役であった槇村は、木戸の弟分的

であった。 に品川弥二郎や山県有朋とも、松下村塾以来の旧知の仲た品川弥二郎や山県有朋とも、松下村塾以来の旧知の仲て彼の巡察使報告の反対論も十分知悉していた。井上は参議とし存在であった井上とも旧知の間柄であり、井上は参議とし

こうしてみると井上馨だけが、農商務省並びに内務省の

を封殺してきた北垣・農商務案をそのまま踏襲することはならなかったであろう。したがって、そうした種々の反対意見が案を抜本的に批判する槓村の意見をも考慮しなければ水案を抜本的に批判する槓村の意見をも考慮しなければならなかったであろう。したがって、そうした種々の反対意見ならなかったであろう。したがって、そうした種々の反対意見ならなかったであろう。したがって、そうした種々の反対意見ならなかったであろう。したがって、そうした種々の反対意見ならなかったであろう。したがって、そうした種々の反対意見ならなかったであろう。したがって、そうした種々の反対意見ならなかったであろう。したがって、そうした種々の反対意見ならなかったであろう。したがって、そうした種々の反対意見ならない。

では、どのような妥協策が選択されたのであろうか。では、どのような妥協策が選択されていた京都やさらに大を農商務省から内務省に移し、再度調査の上、計画を練りを農商務省から内務省に移し、再度調査の上、計画を練りでは、どのような妥協策が選択されたのであろうか。

ないが、次号で詳しく見るように、翌十七年一月になって内こうした条項は、この時点ではっきり明言されたわけではみ込むことである。

28 『塵海』 九九頁

29 明治九年の井上馨による饗庭野民有地元年の井上馨による饗庭野民有地元年に、大農民の対応に関しては、滋賀県歴史的文書民の対応に関しては、滋賀県歴史的文書なおこの開墾事業は、明治十二年に、大農なおこの開墾事業は、明治十二年に、大農なおこの開墾事業は、明治十二年に、大農でが、地味や水利の悪さから、わずか二年で頓挫している(山室拓矢「明治期饗庭野で頓挫している(山室拓矢「明治期饗庭野で頓挫していると時代背景―井上馨による饗庭野民有地の土地利用変化と時代背景―井上馨による響庭野民有地の土地利用変化と時代背景―井上馨による開拓を中心に―」『人文地理』第六八巻第四号、二〇一六年。

30前掲『水力使用事業』一六一~一六二頁。

る。 視されてきた滋賀県等関係府県の利害調整が進められて が呈されている疏水事業の抜本的な調査と、これまで等閑 務省から御用掛の田辺儀三郎が、二月にはお雇い外国人デ 不足になった際の補償問題等について京都府へ質問がなされ、 疏水完成時の水量や旱魃時の水量、また建設工事や飲料 たこと、また一月末には、内務省に促されて、滋賀県側から レーケが派遣されて疏水工事の点検と実地調査が進められ 京都府がそれに応えるという応答が重ねられていったのであ つまり、内務省の管轄になってから、 改めて、様々な疑義

りまとめた井上馨であったと推測される。 く井上馨宅での会議中、内務省への主管事務の移転を主張 したであろう山県有朋であり、それを調整して妥協案を取 こうした琵琶湖疏水事業の転換を主導したのは、 おそら

いったのである。

の管轄権の移転というドラスチックな転換をいかにして勝ち 退していた。山県は、この内務省の劣勢を挽回するための方 限と予算も大幅に縮減されて、 業がすべて移管されたため、河川・土木等の地方行政への権 取ることができたのだろうか。山県が内務卿に就いた時の た十五年に新設された農商務省に運河・疏水・水路関連事 とともに削減され、土木局の管理は五大川に限定され、ま までのオランダ式の河川管理・水運重視の低水工事が予算 内務省土木局は、 では、この時初めて前面に出てきた山県内務卿が、 前々代の松方正義内務卿の時代に、 地方への影響力も著しく減 自省へ それ

> したのだといわれている(ヨ)。 策の一つとして、琵琶湖疏水の管轄権を農商務省から奪還

省の管轄には任せられないことを論難したからではなかった 琵琶湖疏水の問題点を、会議の俎上に持ち出して、 同意が得られていないという難点を知るに及んで、そうした 賀県令による異議申し立ての建議によって、疏水水源地の 務省の疏水案の問題点を知ることができ、さらに籠手田 設した地方巡察使制度によって、槇村報告から北垣=農商 たのかが、詳らかではない。それは、何より、山県自身が創 早々の山県がなぜそうした劇的転換をもたらすことができ たしかに、そうした見方は説得的であろう。 農商務 新 任

() が、こうした蹉跌を招いた大きな要因であったことは否め みを優先してきた北垣知事の事業推進のやり方そのもの く無視して、政府要人と京都府内の有力者の合意調達の 結局、槇村の巡察使報告や籠手田県令の建議をことごと

くことになったといえよう。 行できることとなり、籠手田県令が目指す方向に進んでい 工場についても疏水問題を忖度することなしに独立して遂 してもらえる体制に政府が立ち返ったこと、さらに近江 固とした抗議が奏功して、ようやく滋賀県側の利害に配 逆に、 滋賀県としては、 籠手田県令の琵琶湖疏 水への 麻布 断

『道と川の近代』山川出版社、一九九六年、山崎有恒「内務省の河川政策」高村直助

だろうか。

筒井正夫

ない。

ながら進展していくこととなるのである。下で、疏水事業は振出しに戻って、近隣府県の利害に配慮してうしていま一度、内務省の管轄下という新たな土壌の

#### New Perspectives on the History of the Establishment of the Lake Biwa Canal (Biwako Sosui) (2)

From October to December 1883, from Shiga Prefectural Governor Yasusada Koteda's Proposal to the Rejection of Kyoto Prefecture's Draft of the Canal Project

Masao Tsutsui

This is the second part of my paper on the history of the establishment of the Lake Biwa Canal. The focus is on the events between the submission of the Lake Biwa Canal construction proposal to the central government by Shiga Prefectural Governor Yasusada Koteda on 11 October 1883 and the rejection of the Kyoto Prefecture's draft of the canal project in December of the same year.

The highlight this time is Shiga Prefectural Governor Koteda's proposal to the central government—a proposal that has been consistently omitted from discussions before. It marked the start of his political maneuvering to initiate a shake-up, and at the same time, of the Ministry of Agriculture and Commerce's move to build a mechanical hemp spinning mill in Otsu Town. A spate of negotiations and competitions ensued between the Kyoto Prefectural Governor and the Ministry of Agriculture and Commerce jointly attempting to press ahead with the canal project paying no heed to the wishes of Shiga Prefecture, and Governor Koteda demanding that the interests of Shiga Prefecture be taken into account. In December, the former side's campaign was derailed when the canal project was transferred to the control of the Ministry of Home Affairs. The fundamental plans were then revised to incorporate consideration for neighboring prefectures, as per the insistence of Shiga Prefectural Governor Koteda.

What caused this drastic turn of events? The course of history largely overlooked until now is revealed for the first time.